

挙式・披露宴規約

ヴィアーレ大阪では、挙式・披露宴(以下「婚礼」と称します)のご契約及び宴会場のご利用に
関して次のとおり定めておりますので、予めご了承ください

1. 宴会時間と追加室料

会場等のご使用開始から終了までのご契約時間(以下「宴会時間」と称します)は所定の室料金をお支払い頂いておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴することになります。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます。予めご了承ください

2. 有料人数の確認

料理等を用意する人数(以下「有料人数」と称します)を婚礼の開催日の5日前までに当ホテルの担当スタッフにご通知ください。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、婚礼の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします

3. 内金

婚礼のご予約の際に10万円の内金をお支払いいただきます

4. 前払金

当ホテルから提示いたしました見積金額を原則として挙式日の20日前から5日前までに所定の金融機関にお振込みいただくか、現金にてお支払いくださいませ

5. 取消料

すでにご契約を頂いた婚礼を取り消しされる場合には、次のとおり取消料を頂戴いたします

婚礼取消料

- ①申込日より7日以内の取消
内金金額返金
- ②挙式日の365日以前
申込金の25%
- ③挙式日の364日以降180日目まで
申込金の50%まで及び印刷物等の実費
- ④挙式日の179日目以降150日目まで
申込金の全額及び印刷物等の実費
- ⑤挙式日の149日目以降90日目まで
お見積額(サービス料を除く)の20%まで及び印刷物等の実費
- ⑥挙式日の89日目以降60日目まで
お見積額(サービス料を除く)の30%まで及び印刷物等の実費
- ⑦挙式日の59日目以降30日目まで
お見積額(サービス料を除く)の40%まで及び印刷物等の実費
- ⑧挙式日の29日目以降10日目まで
お見積額(サービス料を除く)の45%まで及び印刷物等の実費
並びにその他の外注品等の解約料の額
- ⑨挙式日の9日目以降前日まで
お見積額(サービス料を除く)の45%まで及び納品済みの物品等の
実費並びにその他の外注品等の解約料の額
- ⑩当日
お見積額(サービス料を除く)の全額
- ⑪ご日程の延期につきましては、解約の場合に準じたお取り扱いとさせていただきます。但し、ご日程の確定している延期の場合は、別に定める細則により取り決めさせていただきます
- ⑫すでに発注、その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたします

6. 装飾・余興等の手配

婚礼に関する装飾、音楽等につきましては当ホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様が直接当ホテルの指定する業者以外の業者に依頼される場合は、婚礼を円滑に運営するため事前に当ホテルにご連絡ください(当ホテルの事前の同意を得ないで直接業者にご依頼なさることはご遠慮ください)

7. 直接ご依頼の業者に対する指示

当ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う婚礼に関連する装飾、余興等の機器及び材料の搬入・搬出又は看板等のサイズ、その取り付け方法等の決定あるいは設置場所の設定につきましては当ホテルの美観、動線の点等を踏まえて一定のルールの下に実施していただくように、当ホテルがその業者の方々にご指示申し上げます

8. 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)及びお客様が直接ご依頼された業者の方々は、当ホテルの施設、什器備品等を破損したり、損傷しないように十分ご注意ください

もし、施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合はその修理に関して当館よりご指示申し上げますので、それに合わせてその損害賠償金をご負担くださいますようお願いいたします

9. 施設内における事故・紛失・盗難

施設内においてお客様の管理の下で発生した事故・紛失・盗難につきましては、ホテル側は責任を負いかねますのでご了承ください

9. 解約

婚礼にご出席されるお客様が次に掲げる状況にあると当ホテル側が判断した場合には、ご婚礼のお申込みをお断りするか、又は既にご契約いただいた場合でも解約させていただくことがありますので予めご了承ください

- ①婚礼にご出席されるお客様が、法令又は公序良俗に反する行為をなさる恐れがある場合
- ②他のお客様にご迷惑をお掛けする恐れがあるとホテル側が判断した場合
- ③第三者による営業妨害の恐れがあるとホテル側が判断した場合
- ④天災又は施設の故障、その他止むを得ない事由により会場を使用することができない場合
- ⑤暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき(以下、暴力団等という)
- ⑥暴力団等が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
- ⑦法人でその役員の中に暴力団員に該当する者がいるとき
- ⑧当ホテル、もしくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またかつて、同様な行為を当ホテル若しくは他のホテルで行ったと認められるとき
- ⑨婚礼にご出席されるお客様が明らかに伝染病にかかっている場合、若しくはその他感染により罹患する恐れのある疫病にかかっている場合
- ⑩婚礼の内容(使用内容)がお申込み時と異なり、明らかに虚偽の申告が判明したとき
- ⑪その他この「挙式・披露宴規約」に違反された場合

11. 禁止事項

次におげる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮くださいますようお願い申し上げます

- ①犬・猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み(盲導犬・介助犬は除く)
- ②発火又は引火性のある物品や危険物の持ち込み
- ③悪臭を発生するもの持ち込み
- ④法令又は公序良俗に反する行為、及び他のお客様の迷惑となるような言動
- ⑤ホテル備え付け品の移動
- ⑥使用目的以外でのご利用
- ⑦その他の法令で禁じられている行為

12. 約款の変更

1. 本規約は、民法に定める定型約款に該当し、会場利用客の一般の利益に適合する場合、または変更の必要性及び相当性があると認められた場合には、民法の規定に基づいて、本規約の各条項を変更します

2. 本規約が変更された場合には、変更後の規定の内容をWebサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から変更後の内容が適用されるものとします。尚、本規約を変更する場合には、変更内容等をホームページ等、適切な方法にて周知します